

事 務 連 絡
令和 8 年 5 月 27 日

各地方厚生局健康福祉部 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課

「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第 83 条第 2 項の規定による医療に要する費用の額の算定方法の施行に伴う実施上の留意事項について」の正誤表の送付について

令和 8 年 3 月 31 日付け障精発 0331 第 3 号「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第 83 条第 2 項の規定による医療に要する費用の額の算定方法の施行に伴う実施上の留意事項について」につきまして、一部に誤植等がありましたので別紙のとおり正誤表を送付いたします。

○「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第 83 条第 2 項の規定による医療に要する費用の額の算定方法の施行に伴う実施上の留意事項について」

(令和 8 年 3 月 31 日付け障精発 0331 第 3 号) の正誤表

正	誤
記	記
<p>第 1 部 基本診療料 第 1 節 入院料</p> <p>2 入院対象者入院医学管理料</p> <p>(4) 入院対象者が、治療の一環として外泊した場合にも、当該入院対象者入院医学管理料を算定することができる。<u>また、「注 2」の「入院決定日から起算して 2 年を超える期間、「注 3」の「回復期入院対象者入院医学管理料の算定を開始した日から起算して 2 年を超える期間」又は「注 4」の「社会復帰期入院対象者入院医学管理料の算定を開始した日から起算して 2 年を超える期間」においては、「注 10」及び「注 13」に規定する加算のみを算定することができる。</u></p> <p>第 2 節 通院料</p> <p>1 通院対象者通院医学管理料</p> <p>(7) 急性増悪包括管理料を算定した日の属する月においては、1 月間に 16 日以上前期通院対象者医学管理、中期通院対象者医学管理又は後期通院対象者医学管理が行われている場合に限り、同月において前期通院対象者<u>通院</u>医学管理料、中期通院対象者通院医学管理料又は後期通院対象者通院医学管理料を算定することができる。</p> <p>(8) 急性増悪包括管理料を算定した場合には、法第 42 条第 1 項第 2 号又は第 51 条第 1 項第 2 号の決定（以下「通院決定」という。）がなされた日から経過し</p>	<p>第 1 部 基本診療料 第 1 節 入院料</p> <p>2 入院対象者入院医学管理料</p> <p>(4) 入院対象者が、治療の一環として外泊した場合にも、当該入院対象者入院医学管理料を算定することができる。</p> <p>第 2 節 通院料</p> <p>1 通院対象者通院医学管理料</p> <p>(7) 急性増悪包括管理料を算定した日の属する月においては、1 月間に 16 日以上前期通院対象者医学管理、中期通院対象者医学管理又は後期通院対象者医学管理が行われている場合に限り、同月において前期通院対象者医学管理料、中期通院対象者通院医学管理料又は後期通院対象者通院医学管理料を算定することができる。</p> <p>(8) 急性増悪包括管理料を算定した場合には、法第 42 条第 1 項第 2 号又は第 51 条第 1 項第 2 号の決定（以下「通院決定」という。）がなされた日から経過し</p>

た期間に応じて前期通院対象者~~通院~~医学管理料、中期通院対象者通院医学管理料又は後期通院対象者通院医学管理料を算定するものとする。

た期間に応じて前期通院対象者医学管理料、中期通院対象者通院医学管理料又は後期通院対象者通院医学管理料を算定するものとする。